

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例  
の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に  
関する条例を次のように定める。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例  
の整備に関する条例

(藤沢市特別職職員報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 藤沢市特別職職員報酬等審議会条例(昭和39年藤沢市条例第5号)の一  
部を次のように改正する。

第2条中「副市長」の次に「,教育長」を加える。

(藤沢市職員定数条例の一部改正)

第2条 藤沢市職員定数条例(昭和24年藤沢市条例第33号)の一部を次のよう  
に改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年藤沢市条例第36  
号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り,第4項を第3項とし,第5項から第7項までを1項ずつ  
繰り上げる。

別表教育委員会委員の項を次のように改める。

教育委員会委員	月額	170,400円
---------	----	----------

(藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第3条中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 月額766000円

第7条第1項中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の18

附則第6項中「監査委員」を「教育長及び監査委員」に改める。

（藤沢市教育長の給与等に関する条例の廃止）

第5条 藤沢市教育長の給与等に関する条例（昭和28年藤沢市条例第21号）は，廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。ただし，第2条，第3条及び第5条の改正規定は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長の任期中における当該教育長に係る給料の額に関する条例を市議会に提出しようとする場合においては，この条例による改正後の藤沢市特別職職員報酬等審議会条例の規定は適用しない。

提案理由

この条例を提出したのは，地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され，教育委員会の制度等が改正されることに伴い，関係条例の規定の整備を行う必要による。